

広島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

広島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

広島県の執務時間を定める規則（平成元年広島県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。